

# ふくしま産業復興投資促進特区

平成24年4月20日認定  
(福島第2号)  
平成26年2月28日変更認定

## 目的

東日本大震災からの復旧・復興を図るため、事業者が新・増設、又は被災者等の雇用の場を創出する場合、優遇措置をうけることが出来るものです。

## 区域

村内の工業団地や工業専用地域等17ヶ所を復興産業集積区域に設定。

## 業種

輸送用機器関連産業、電子機械関連産業、情報通信関連産業、医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品・飲料用関連産業、地域資源活用型産業(7業種)

## 優遇税制

- 1 新規立地促進税制(法第40条)  
新規立地新設企業の法人税を実質5年間無税
  - 2 事業用設備等に係る特別償却等(法第37条)  
機械・装置、建物等の投資に係る特別償却・税額控除
  - 3 法人税等の特別控除(法第38条)  
被災雇用者の給与等支給額の10%を税額控除
  - 4 研究開発等の特例等(法第39条)  
開発研究用減価償却資産の即時償却+12%税額控除
  - 5 地方税の課税免除又は不均一課税(法第43条)  
施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税
- ※税の優遇措置は、原則平成28年3月まで

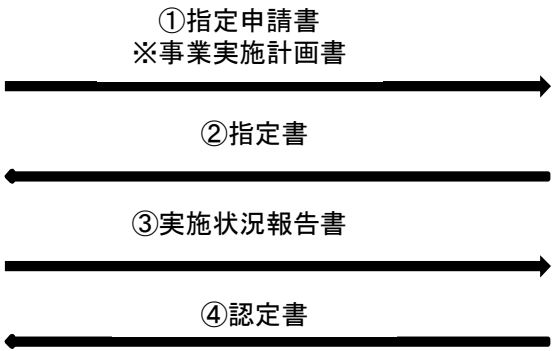
選択適用



税務署等

⑤申告

事業者



中島村